

一般社団法人日本船舶品質管理協会定款

昭和46年7月 1日 制定許可
昭和48年4月 1日 一部変更認可
昭和49年2月19日 一部変更認可
昭和57年6月 9日 一部変更認可
昭和58年4月 2日 一部変更認可
平成11年6月10日 一部変更認可
平成25年3月19日 変更認可
2023年6月22日 一部変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本船舶品質管理協会（Japan Ship-machinery Quality Control Association 略称「JSMQA」）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、船舶の堪航性及び海上における人命の安全の確保に資するため、造船業及び造船関連工業における認定物件及び法定船用品の品質管理に関する改善等を促進し、これを通じて造船産業の進歩発達を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認定事業場に対する品質管理の向上に関すること。
 - (2) 認定事業場として認定を受けようとする事業場に対する品質管理の向上に関すること。
 - (3) 型式承認を受けた者に対する品質管理の向上に関すること。
 - (4) 型式承認を受けようとする者に対する品質管理の向上に関すること。
 - (5) 膨脹式救命いかだ等の整備事業場等に対する技術の向上に関すること。
 - (6) 認定物件及び型式承認物件の品質管理、社内検査基準等に関する調査研究。
 - (7) 船用機器及び船用品の品質の改善並びに環境保全に関する調査、試験及び研究。
 - (8) 参考図書及び印刷物の刊行。
 - (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

(1) 普通会员

下記のイ、ロ、ハ又はニの要件を満足する者であって本会の事業に賛同して入会した者とする。

イ 認定事業場又は型式承認を受けた物件を製造する事業場の事業者たる法人又は個人

ロ 認定事業場の認定を受けようとする事業場又は型式承認を受けようとする物件を製造する事業場の事業者たる法人又は個人

ハ 上記イ又はロ以外の法定船用品の製造及び整備事業を営む法人又は個人

ニ イ又はロの法人又は個人と系列関係にあり、当該法人又は個人が製造する物件を販売する日本に登記されている法人又は日本国籍を有する個人

(2) 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、入会した法人、個人又はその他の団体

2 前項の会員のうち普通会员をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入 会）

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員の資格を取得する時期は、入会金及び会費を納入し会員名簿に登録されたときとする。

3 会員が法人である場合には、本会に対する代表者 1 名（以下「指定代表者」という。）を指定し、会長に届け出なければならない。指定代表者を変更した場合も同様とする。

（入会金及び会費）

第 7 条 普通会员は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第 8 条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除 名）

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議に基づき除名することができる。

ただし、この場合、その会員に対し、当該総会の日の 1 週間前までにその旨を通知の上、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款、規則又は総会の決議に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の会費を 2 年以上滞納したとき。

(2) 総普通会员が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 常勤の理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 入会金及び会費に関する規程
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項及び本会に係る重要事項
- (開催)

第14条 定時総会は、毎年度1回、毎事業年度終了後3月以内に開催する。

2 次の各号の一に該当する場合は臨時に総会を開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 普通会員の議決権総数の5分の1以上の議決権を有する普通会員から会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前条第2項第2号の請求があった場合は、会長は、請求の日から30日以内に招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時、場所並びに総会の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに会員に通知を発しなければならない。ただし、書面をもって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、普通会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総普通会員の議決権の過半数を有する普通会員が出席し、出席した当該普通会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会員の半数以上にして、総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 賛助会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権を有しない。

(書面による議決等)

第19条 総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の普通会員を代理人として議決権を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その普通会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第21条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 35名以上45名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、総会において普通会員（法人にあっては、指定代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち7名以内及び監事1名を普通会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会の業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を統括する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を分掌する。専務理事に事故があるときはその職務を行う。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 常勤の役員報酬等は、総会の決議をもって定める総額を範囲内とし、会長が理事会の決議を経て定める。

(責任免除)

第28条 本会は、法令に定めるところにより、役員賠償責任については、理事会の決議によって、賠償責任額から最低責任限度額を差し引いた額を上限として、免除することができる。

(顧問)

第29条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学職経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第27条(同条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった

とき。

(3) 法令の定めるところにより、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第33条 理事会は会長が招集する。

2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに理事会の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知を発しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

4 監事は、理事会に出席して必要に応じて意見を述べることができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合に、当該提案の議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 運営委員会

(運営委員会)

第37条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(会計処理等)

第38条 本会の会計処理及び資産の管理方法は理事会の決議を経て、会長が定める。

(剰余金)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決

議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出をすることができる。この場合、その収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 本会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(清算人)

第45条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めるときは理事以外の者から選任することができる。

(残余財産の処分)

第46条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄贈するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 本会は、その事務局に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類

- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 監査報告
- (6) 会計帳簿及び事業に関する重要な書類
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (9) その他必要な帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類については、法令の定めによるものとする。

第12章 補 則

(細 則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は榎田實、木下和彦、新宅章生及び田中要助とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。